

資料2-34 炭化水素系物質に係る指定施設の種別内訳（平成25年3月31日現在）

規則番号	施設種類	施設数	割合（%）
5	有機溶剤貯蔵施設	258	80.6
2	揮発油貯蔵施設	33	10.3
3	ナフサ貯蔵施設	20	6.3
1	原油貯蔵施設	9	2.8
合計		320	100.0

規則とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第4条のことです。

（四日市市管轄分を除く）